

令和8年 10 月 もりねき住宅(借上市営住宅) 入居者募集のご案内

○もりねき住宅は、大東市が事業者から借り上げた住宅（借上市営住宅）です。
☞ 借り上げ期間は、令和 22 年 11 月 30 日までとなります。
満了時には住宅の明け渡し義務が発生します。

○募集期間（申込書配布期間・申込受付期間）

令和 8 年 10 月 1 日（木）～ 令和 8 年 10 月 15 日（木）

※午前9時から午後5時30分まで（※ 土、日、祝日を除く）

○申込方法

郵送又は市営住宅管理課（市役所西別館4階）へご持参ください。

※郵送による申込みは、令和 8 年 10 月 15 日（木）消印有効です。

○抽選日時及び場所

令和 8 年 10 月 29 日（木）午前9時30分～受付、午前10時～開始

大東市役所 厚生棟・A 会議室

※立会人同席のもと、厳正な抽選を行い、抽選結果については、ホームページで公表し、郵送でもお知らせします。

○入居予定時期

令和 8 年 12 月下旬

目 次

●目次	P. 2
○募集にあたって	P. 3
●募集のあらまし	
○募集戸数・募集区分等について	P. 4
○申込方法及び注意点について	P. 5
○申込みの無効・失格について	P. 6
○その他の注意事項について	P. 7
●お申込みの前に必ずお読みください	P. 8～9
●お申込みから入居までの流れについて	P. 10
●入居者資格（共通）について	P. 11～12
●募集区分別世帯基準について	P. 13～15
●裁量世帯について	P. 16
●よくある質問とその回答について	P. 17～19
●募集住宅一覧	P. 20
●【参考】もりねき住宅 間取り図	P. 21
●【参考】もりねき住宅 室内写真	P. 22～23
●借上市営住宅の所在地について	P. 24
○住宅入居申込書の記入例	P. 25～26
○月収計算書の記入例	P. 27
●年間総収入金額について	P. 28
●個人情報の保護について	P. 29
●募集に関するお問い合わせ先	P. 31

○募集にあたって

四条畷駅から飯盛山に向かう道を登り、権現川にかかる大正橋を渡ると、そこには昭和 40 年代に建てられた市営の飯盛園第二住宅がありました。

高度経済成長期に多くの家庭を温かく見守ってきた、この団地エリアを再生するにあたり、民間事業者が「ココロもカラダも幸せに暮らせる住宅地」を開発理念とし、まるで公園のなかに店舗や事務所、住宅が建っているかのような、新しいエリアへと再生しました。

今回募集する「もりねき住宅」は、民間住宅を、市が20年間借り上げて市営住宅として皆さんにお貸しする住宅です。

入居の期間が限定されているなど一般の市営住宅とは違ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、共同住宅という形態のため、お互いが協力しあい、迷惑をかけないということをご理解いただき、応募していただきますようお願いいたします。



募集のあらまし

○募集戸数・募集区分等について

今回、募集する住戸は2戸です。

募集区分 1 **一般世帯向け区分** (単身者世帯申込可)

【大東市内に在住・在勤者のみ】

「もりねき住宅 なら棟 104号」

※入居者資格は11～14ページをご確認ください。

募集区分 2 **新婚・子育て世帯向け区分** (ひとり親世帯を含む)

【日本国内の在住者が応募可能】

「もりねき住宅 いちょう棟 203号」

※入居者資格は11～15ページをご確認ください。

○申込方法及び注意点について

- ①. 申込みは1世帯につき1通に限ります。
※1世帯で2通以上申込みされたときは失格となります。
(婚約者との申込みの場合も1世帯とみなします。)
- ②. 申込書には必ず募集区分(番号)を記入してください。
(※2つ以上の募集区分(番号)を選ぶことはできません。20ページの募集住宅一覧を参照)
- ③. 郵送による申込みについては、募集期間以外の日付で消印されたものは受付できません。
- ④. 必要な事項が記載されていない申込書は、受付できない場合があります。
※申込書などに記入もれがないようご注意ください。
- ⑤. 入居者資格を満たしていない場合は受付することができません。

※大東市営住宅は公営住宅法に基づき、大東市が提供する賃貸住宅です。このため他の民間賃貸住宅とは異なり、公営住宅法や大東市営住宅条例などによって入居者資格が定められており、いろいろな制限があります。

※近年、入居者資格を満たさず応募されて入居審査で失格となる方や、当選後に入居辞退される方が増えています。ご応募の際には、入居者資格や応募する市営住宅の立地や間取り等をよくご確認の上、世帯全員での入居が可能であるかをご検討ください。

※2人以上の入居で応募されたにもかかわらず、当選後の入居審査の段階で単身での入居を希望する方が増えています。申込書に記載のある方全員が同時に入居できない場合は失格となります。また、名義貸しによる申込みは無効です。

○申込みの無効・失格について

次のような場合は申込みを無効とします。また、当選後における審査の結果、下記の事項に該当することが判明した場合は失格となります。

- ①. 申込者本人及び同居しようとする方が、暴力団員であるとき。
暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。
- ②. 重複申込みをされたとき。
 - 1世帯（婚約者との申込みの場合等も1世帯とします。）で2通以上申込みされたとき。また、申込書に申込者本人又は同居しようとする方として記載のある方は、他の世帯として申込むことができません。
 - 郵送と窓口の両方で申込みをされたとき。
 - 既に他の大東市営住宅へ入居予定で、入居決定通知または住宅交換の承認を受けている世帯の方は、申込むことができません。
- ③. 申込書に不正の記載があったとき。
- ④. 申込書に必要事項が記載されていないとき。
- ⑤. 応募が申込受付期間に間に合わなかったとき。
- ⑥. 入居者資格を満たしていないとき。
- ⑦. 友人等の寄合世帯や家族を不自然に分割して申込みをしたとき。
（例1）夫婦どちらか一方のみの入居申込み。
（例2）兄弟姉妹（両親死亡の場合や今回入居しようとする方全員が単身者資格要件を満たしている場合を除く）又は友人同士等での申込み。
（例3）おじ・おば・甥・姪・いとこ等との申込み。
- ⑧. 申込書に記載のある方全員が同時に入居できないとき。
 - 申込み後、同居親族に変更（死亡・出生の場合は再審査を行います）があったときは入居できません。婚約者が変わったときも同じです。
- ⑨. 当選後、指定された期日までに審査に必要な書類の提出がないとき。
- ⑩. 上記の理由により申込みが無効・失格となった場合には、その費用等のすべては申込者本人による負担となります。

○その他の注意事項について

- ①. 婚約者との申込みの場合は、当選後、入居資格審査時に「結婚予定申出書」を提出し、原則として入居承認日までに婚姻している必要があります。（婚姻届受理証明書などで確認します。）
- ②. 募集期間末日現在において、妊娠されている方の胎児は人数に含みません。
- ③. 親族には、内縁関係にある方や、性的マイノリティでパートナーシップ関係にある方、里親に委託されている児童を含みます。
 - 内縁関係の方は、その関係が住民票で確認できる場合に限りです。
 - パートナーシップ関係にある方は、その関係が日本国内の自治体がパートナーシップ宣誓したことを証明した書類で確認できる場合に限りです。
 - 里親に委託されている児童は、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいいます。
- ④. 入居予定住戸の修繕に必要な資材等の納入が遅れる場合は、入居予定時期も遅れることがあります。
- ⑤. 受付後の申込み住戸の変更はできません。

※市営住宅の申込み段階では、提出書類に不備があるかの形式審査のみ行います。
当選後に入居者資格を満たしているかの確認審査を厳正に行います。そのため仮に当選されたとしても、入居者資格を満たしていない場合は必ず失格になります。

※入居者資格を満たしているかどうかは、必ず申込み前に各自でご確認ください。
ご不明な点があれば、市営住宅管理課までお問い合わせください。

お申込みの前に必ずお読みください

住宅の保管義務

市営住宅ではお住まいの住宅はもちろん、集会所、自転車置場などの共同施設を始め、住宅全体を大切に使用しなければなりません。

定められた規則等を守り、適正な住まい方に注意をはらってください。

また、下記にあるような保管義務を怠り、住宅の破損等が生じた場合は、住宅を明渡していただくことがあります。

- 住宅を他の人に貸したり、譲渡しないこと。（※転貸等の禁止）
- 住宅を本来の目的からはずれ、商店や作業場など、住居以外の用途に使用しないこと。（※用途変更の禁止）
- 必要な届出、あるいは承認を受けずに、他の人を同居させたり、模様替え、増築などをしないこと。（※無断同居の禁止、無断模様替え・増築の禁止）
- 住宅の敷地を個人の耕作や花壇などに使用しないこと。（※耕作・不正使用の禁止）
- 住宅の敷地及び道路に許可なく駐車しないこと（※違法駐車禁止）

迷惑行為の禁止

迷惑行為により、他の入居者に著しい迷惑や被害を与えた場合は、住宅を明渡していただくことになります。

- テレビなどを視聴したり、楽器を演奏するときなどは、適量の音量で、時間を考えて周囲に迷惑のかからないよう十分注意してください。
- 乱暴な玄関扉の開閉は、音が建物全体に響き、他の入居者の迷惑になります。特に気をつけてください。
- 集合住宅では生活に伴う音や振動が伝わり、知らない間に近隣に迷惑をかけていることがあります。お互いに注意しましょう。

ペットの飼育

- もりねき住宅では、犬・猫などの動物を住宅内で飼うことは可能ですが、集合住宅であるため、飼育のマナーを守っていただき、他の入居者に迷惑などを与えないようにお願いします。
- 飼育により他の入居者に迷惑や被害を与え、大東市の指導に従っていただけない場合は、住宅を明渡していただくことがあります。

敷金

- 敷金は家賃の3か月分です（※入居説明会までに納付していただきます）。

家賃のお支払い

- 家賃は、原則口座振替により、毎月末日（12月と3月は25日）までにお支払いください。
- 支払期限を過ぎると滞納となり、入居許可の取り消しの対象となります。
- 入居許可が取り消されると、退去していただくことになります。

共益費のお支払い

- もりねき住宅では、家賃と併せて階段灯・共用水栓などの共益費が必要です。

収入申告

- 家賃は、世帯全員の収入と住宅の築年数や所在地、広さなどによって毎年度決定されます。そのため、収入の有無にかかわらず、世帯全員の収入を必ず申告してください。申告がなければ、近傍同種の住宅の家賃（民間賃貸住宅と同程度の家賃）をお支払いいただくことになります。
- 入居後3年を経過した方で、一定の収入基準を超える収入がある場合には、「収入超過者」又は「高額所得者」の認定を行います。
- 上記認定を受けたときの家賃について、「収入超過者」にあっては一定の期間を設け、近傍同種の住宅の家賃以下で収入に応じて計算した家賃、「高額所得者」にあっては近傍同種の住宅の家賃となります。なお、「高額所得者」の認定を受けた場合、住宅明渡しの対象となります。

入居中に必要な手続き

入居中に次のようなことがあれば、手続きが必要です。ただし、承認できる範囲が限られているものもありますので、事前に市営住宅管理課まで相談してください。

- 入居者（名義人及び同居人）を変更するとき
- 氏名を変更するとき
- 住宅を一時不在にするとき
- 住宅の一部を模様替え、増築するとき

駐車場

- 駐車場は設置していませんが、隣接している市立北条第12駐車場に空き区画があればご利用いただけます。空き区画がない場合は、周辺の他の市立駐車場または民間駐車場をご利用ください。

その他

- 入居後は、各自治会等への加入をお願いします。

お申込みから入居までの流れについて

募集申込受付期間 10月1日（木）～ 10月15日（木）

書類審査
（申込書類の確認）

※ 申込書類に不備がある場合

失 格

抽選番号の通知

抽選会
10月29日（木）

落 選

当 選

審 査（一次・二次）

※ 入居者資格の要件を満たさない場合

失 格

入居予定者として登録

入 居 の 承 認

入居説明会及び入居手続き（令和8年12月下旬）
※入居手続き完了後、14日以内に入居してください。

入居者資格（共通）について

市営住宅の入居には次の①～⑥及び各募集区分の世帯基準のすべての要件を満たしている必要があります。

①. 同居する親族がある方（単身世帯区分を除く）

- 入居と同時に同居開始する場合を含みます。
- 親族には、婚約者や内縁関係にある方、性的マイノリティでパートナーシップ関係にある方、里親に委託されている児童を含みます。
- 婚約者の方は、入居資格審査時に結婚予定届出書を提出し、入居承認日までに婚姻の届出を行う必要があります。
- 内縁関係にある方は、現に同居しており、その関係が住民票で「未届けの夫」または「未届けの妻」など、確認できる場合に限ります。
- パートナーシップ関係にある方は、その関係が日本国内の自治体がパートナーシップ宣言したことを証明した書類で確認できる場合に限ります。
- 里親に委託されている児童は、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいいます。

②. 収入基準に合う方（27、28 ページにより算定します）

- 入居予定者全員の収入が対象です。
- 法令等で定める月収計算により計算後の月収額が158,000円以下の方が申込むことができます。
- 裁量世帯に該当する場合は、計算後の月収額が214,000円以下であれば申込むことができます。裁量世帯の詳しい説明は16ページをご覧ください。
- 遺族年金や障害年金など、非課税所得に該当するものは収入に含みません。

③ 申込者本人が大東市内に居住又は勤務し、現に住宅に困っていること

（※新婚・子育て世帯向け区分は日本国内に在住していること）

- 申込者本人の住民票や大東市内に勤務していることを証明する書類が、入居資格審査時に必要です。
- 申込者本人が大東市内に居住しているが住民票を移していない場合、住民票を移していない理由（本人の責によらないやむを得ない事情に限る）とともに、現住所及び住民票上の住所の賃貸借契約書などの提出が必要です。
- 原則、持ち家の方は申込むことができません。

ただし、不動産売却の媒介契約を締結済みであるなど、入居時までに持ち家の所有権を移転することが確実である場合は申込みできますが、入居時までに所有権移転済み登記簿謄本の提出が必要です。

④. 家賃・敷金（家賃の3か月分）を支払うことができる方

- 無職無収入であっても家賃等は当然支払っていただく必要があります。
- 家賃等を滞納すると入居許可の取り消し対象となり、退去を求めることとなります。

⑤. 過去において迷惑行為や不正な使用、明渡し請求を受けたことがないこと

- 過去に市営住宅に居住していた方については、迷惑行為（違法駐車・ペット禁止住宅でのペット飼育など）や不正な使用（滞納・無断退去など）、明渡し請求を受けたことがないこと。
- 過去に居住していた市営住宅には、大阪府より大東市に移管された旧府営住宅（大東深野、大東寺川、大東北新町、大東南郷）を含みます。

⑥. 申込者本人及び同居予定者が暴力団員でないこと

- 暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員を指します。
- 入居審査時に、暴力団員であるか否かを確認するため、大阪府警察本部へ照会を行います。

募集区分別世帯基準について

一般世帯向け区分（単身者世帯申込可）

募集区分1 「もりねき住宅 なら棟 104号」

【大東市内に在住・在勤者のみ】

一般世帯

【入居者資格（共通）】（11，12ページ）の①～⑥のすべての要件を満たす必要があります。

単身者世帯

【入居者資格（共通）】（11，12ページ）の②～⑥の要件を満たした上で、かつ、次のA～Kのいずれかに該当する場合のみ、申込みすることができます。

A. 「年齢が60歳以上の方」

年齢については、募集期間末日現在での満年齢です。

B. 「身体障がい者」

身体障がい者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が1級から4級までの方

C. 「精神障がい者」

精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方又は同程度の障がいを有すると認められる方

D. 「知的障がい者」

療育手帳の交付を受けている方又は同程度の障がいを有すると子ども家庭センター若しくは大阪府障がい者自立相談支援センターの長により判定された方

E. 「戦傷病者」

戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症の方

F. 「原子爆弾被爆者」

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による、厚生労働大臣の認定を受けている方

G. 「海外からの引揚者」

海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けている方で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方

H. 「ハンセン病療養所入所者等」

平成8年3月31日までの間に、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方

I. 「生活保護受給者」

生活保護を受けている方

J. 「中国残留邦人」

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている方

K. 「DV被害者」

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で、次のいずれかに該当する方

- 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による婦人相談所の一時保護又は同法第5条の規定による婦人保護施設の保護が終了した日から起算して5年を経過していない方（大阪府女性相談センターが発行する証明書が必要です。）
- 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした退去命令又は接近禁止命令の申し立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方（裁判所が命令した保護命令の写しが必要です。）

新婚・子育て世帯向け区分（ひとり親世帯を含む）

募集区分2 「もりねき住宅 いちょう棟 203号」

【日本国内に在住していること】

【入居者資格（共通）】（11，12ページ）の①～⑥のすべての要件を満たした上で、かつ、次の世帯区分のいずれかに該当する場合のみ、申込みすることができます。

※ ひとり親世帯の方は15ページをご確認ください。

新婚世帯

- 次のAまたはBのいずれかに該当する方の世帯
 - A. 既婚者であり、婚姻の届出日から募集期間末日までの期間が1年以内である方
 - B. 婚約者同士であり、入居承認日までに婚姻の届出をされる方
- ※ 既婚者には、内縁関係にある方、性的マイノリティでパートナーシップ関係にある方を含みます。
- 内縁関係にある方は、同居することとなった日から募集期間末日までの期間が1年以内である方。
- パートナーシップ関係にある方は、その関係が日本国内の自治体がパートナーシップ宣言したことを証明した書類を発行した日から募集期間末日までの期間が1年以内である方。
- 婚約者の方は、入居資格審査時に結婚予定届出書を提出し、入居承認日までに婚姻の届出を行う必要があります。

子育て世帯

- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを含む親子を中心とした2人以上の親族からなる世帯
- ひとり親世帯を含みます。
- 里親に委託されている児童を含みます。

ひとり親世帯

- 申込本人が次の「A～D」のいずれかにあてはまり、20歳未満の児童（里親に委託される児童を含む）を扶養している方。
 - A. 配偶者と死別した方で、現に婚姻をしていない方
 - B. 離婚した方で、現に婚姻をしていない方
 - C. 婚姻によらないで母または父となった方で、現に婚姻をしていない方
 - D. ひとり親世帯等に準じる状況にある方
- 20歳未満の児童の所得が58万円（給与収入ならば123万円）を超える場合は、扶養しているとはみなしません。
- 以下のⅠ～Ⅴの状況にある方は、ひとり親世帯等に準じる状況にある方とします。
 - Ⅰ. 配偶者の生死が1年以上明らかでない方
（警察へ行方不明者の届出をしている場合）
 - Ⅱ. 配偶者から1年以上遺棄されている方
（住民票上で1年以上の別居および別生計などが確認できる場合）
 - Ⅲ. 配偶者の暴力などにより婚姻関係が事実上破綻している方
（配偶者暴力防止等法に規定する被害者で母子世帯等に準じるとの証明を受けられる場合）
 - Ⅳ. 配偶者が海外にいるためその扶養を受けられない方
 - Ⅴ. 配偶者が法令により1年以上拘束され長期間その扶養を受けられない方

裁量世帯について

次のア～ケに該当する世帯の方は、計算後の月収額（28，29ページにより算定）が158，000円を超え、214，000円以下の方でも申込むことができます。

対象世帯	世帯要件
ア 身体障がい者世帯	申込者本人又は同居者に、身体障がい者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が1級から4級までの方がいる世帯
イ 精神障がい者世帯	申込者本人又は同居者に、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が1級又は2級の方がいる世帯又は同程度の障がいを有すると認められる方がいる世帯
ウ 知的障がい者世帯	申込者本人又は同居者に、療育手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度がA又はB1の方又は同程度の障がいを有すると子ども家庭センター若しくは大阪府障がい者自立相談支援センターの長により判定された方がいる世帯
エ 60歳以上の世帯	申込者本人が60歳以上であって、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方である世帯。
オ 戦傷病者世帯	申込者本人又は同居者に、戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症の方がいる世帯
カ 原子爆弾被爆者世帯	申込者本人又は同居者に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
キ 海外からの引揚者世帯	申込者本人又は同居者に、海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けている方で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方がいる世帯
ク ハンセン病療養所入所者等	申込者本人又は同居者に、平成8年3月31日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯
ケ ☆18歳までの者がいる世帯	同居者に、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものがいる世帯。

※上記の要件等については、募集期間末日現在で満たしていることが必要です。（☆を除く）

よくある質問とその回答について

問1 駐車場はありますか。

答1 駐車場は設置していませんが、隣接している市立北条第1・2駐車場に空き区画があればご利用いただけます。空き区画がない場合は、周辺の他の市立駐車場または民間駐車場をご利用ください。

問2 抽選の結果はどうすればわかりますか。

答2 抽選結果は、抽選会の後、大東市のホームページで当選者番号を公表します（市役所西別館4階市営住宅管理課前の廊下にも掲示します）。また、当選・補欠・落選にかかわらず、応募者全員に郵送でもお知らせいたします。
※電話での個別のお問い合わせにはお答えすることができません。

問3 家賃はどれくらいですか。

答3 家賃は入居される家族全員の収入（計算後の月収額）によって計算されます。また、住宅の築年数や所在地、広さによっても家賃は異なります。そのため、一概にお答えできません。20ページに試算した家賃額を記載しています。

問4 婚約者がいます。結婚する予定なのですが申込みはできますか。

答4 婚約者との申込みの方は、当選後の入居審査時に「結婚予定届出書」を提出し、入居承認日までに婚姻している必要があります。

問5 正式な婚姻届は出していないのですが、内縁の妻（夫）と一緒に住んでいます。申込みはできますか。

答5 住民票で「未届けの夫」又は「未届けの妻」など、その事実が確認できる場合は申込みできます。ただし、現に同居していない場合は内縁関係とはいえないので、お申込できません。

問6 未成年（18歳未満）も申込みはできますか。

答6 未成年のみでの申込みはできません。

問7 入居予定者の全員が無職・無収入なのですが、申込みはできますか。

答7 市営住宅は、収入の下限による制限はありません。そのため、申込みはできますが、入居すれば当然家賃を支払っていただく必要があります。また、この他に入居時に敷金（家賃の3か月分）が必要です。

※ 仮に家賃の滞納が続くと、裁判により強制退去となることがあります。

問8 申込み以降、同居親族は変更できますか。

答8 申込み以降（募集締切日以後）の同居親族の変更は原則できません。ただし、次の場合は再審査をいたします。

①. 申込者または同居しようとする者が死亡した場合

同居予定者の中に申込者となることができる方がいる場合、その方を申込者として変更できます。ただし、申込み資格がある方に限ります。（単身者となった場合、未成年者のみが残るなどの場合は入居できません。）

②. 申込後に出生した場合

変更できます。

※入居された後の同居の申請は都度、審査が必要です。

問9 持ち家（分譲マンションや戸建て等）があるのですが、申込みはできますか。

答9 自己の所有する居宅がある方は、申込みできません。これは申込者のみでなく、同居しようとする親族の方に持ち家がある場合も、同様です。

ただし、入居時までには家屋の所有権を、第三者に

移転されるなど、処分を予定している場合は、申込みできます。

※その際は入居時までには所有権移転済登記簿謄本を提出していただきます。

問10 現在の持ち家が共有名義になっていますが、申込はできますか。

答10 共有名義の場合は、申込者及び同居しようとする者の合計の持分が 1/2 以下であれば申込みできます。

問11 遠隔地扶養をしています。控除しても良いですか。

答11 遠隔地扶養は所得税法上認められていれば控除できます（単に仕送りをしているというだけでは該当しません。）。当選後の審査の際に住民税証明書や源泉徴収票などで確認します。

問12 遺族年金は収入に含まれるのですか。

答12 遺族年金や障害年金のほか、非課税所得に該当するものは算定の対象となる収入に含みません。

問13 現在妊娠中ですが、所得計算の控除を受けることができますか。

答13 募集期間末日において出生していなければ収入計算上の控除などの人数には含まれません。また、募集要件上の人数にも含みません。

問14 他の大東市営住宅に当選していますが、申込みはできますか。

答14 募集期間末日において、他の大東市営住宅に当選され入居予定で入居決定を受けている方、又は住宅交換の承認を受けている方は、申込みできません。公募に当選され入居資格審査中の方など、まだ入居決定又は住宅交換の承認を受けていない方は申込みできますが、複数の市営住宅の入居決定を受けることはできませんので、当選された際にはいずれかの市営住宅の入居を辞退いただくことになります。

問15 他の大東市営住宅に住んでいます、申込みはできますか。

答15 現在、大東市営住宅にお住まいの方も申込みできます。
ただし、複数の市営住宅に同時に入居することはできませんので、当選された時には現在お住まいの市営住宅については、返還の手続きをしていただくことになります。

募集住宅一覧

もりねき住宅（借上市営住宅）2戸

＜一般世帯向け区分＞ 1戸（単身者世帯申込可）

EV…エレベーター

募集区分	住宅名	建築年	間取り	床面積 (㎡)	EV	風呂	家賃	校区	アクセス	備考
1	なら棟 104号	R2年	1LDK	36.27	×	○	11,200円～ 21,900円	北条	四条畷駅 徒歩5分	駐車場なし

＜新婚・子育て世帯向け区分＞ 1戸（ひとり親世帯を含む）

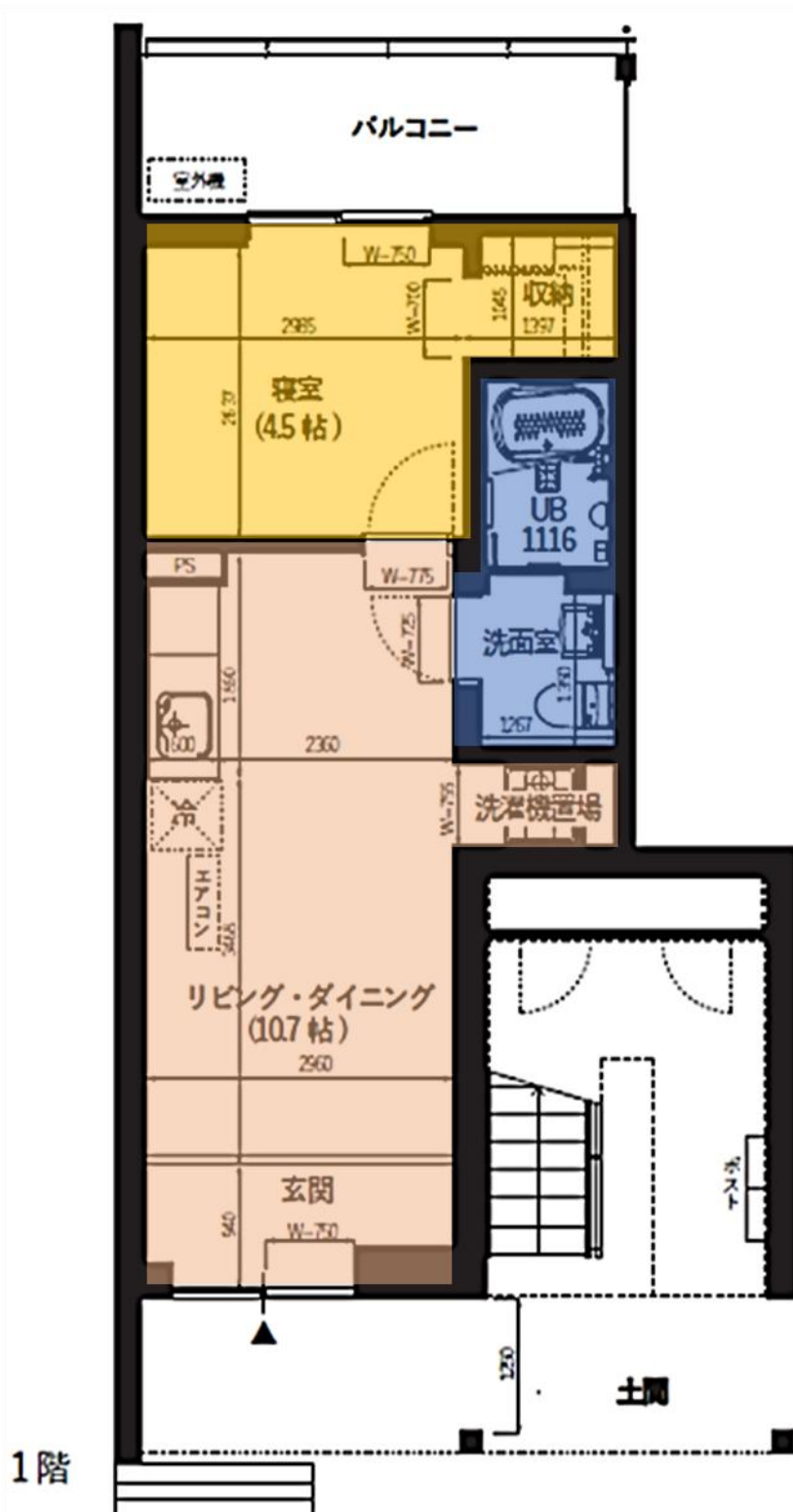
募集区分	住宅名	建築年	間取り	床面積 (㎡)	EV	風呂	家賃	校区	アクセス	備考
2	いちょう棟 203号	R2年	1LDK	36.27	×	○	11,200円～ 21,900円	北条	四条畷駅 徒歩5分	駐車場なし

【注意事項】

もりねき住宅には住宅敷地内に駐車場はありませんが、徒歩1分圏内に市立駐車場があります。空き区画がない場合は、周辺の他の市立駐車場または民間駐車場をご利用ください。

【参考】もりねき住宅 間取り図

【面積：36.27㎡ 間取り：1LDK】 ※居室により左右反転あり



【参考】もりねき住宅 室内写真

※写真は今回募集する部屋とは別の部屋です。

リビング・ダイニング(10.7帖)



キッチン設備



寝室(4.5帖)



バルコニー



収納(ウォークインクローゼット)



室内洗濯機置場



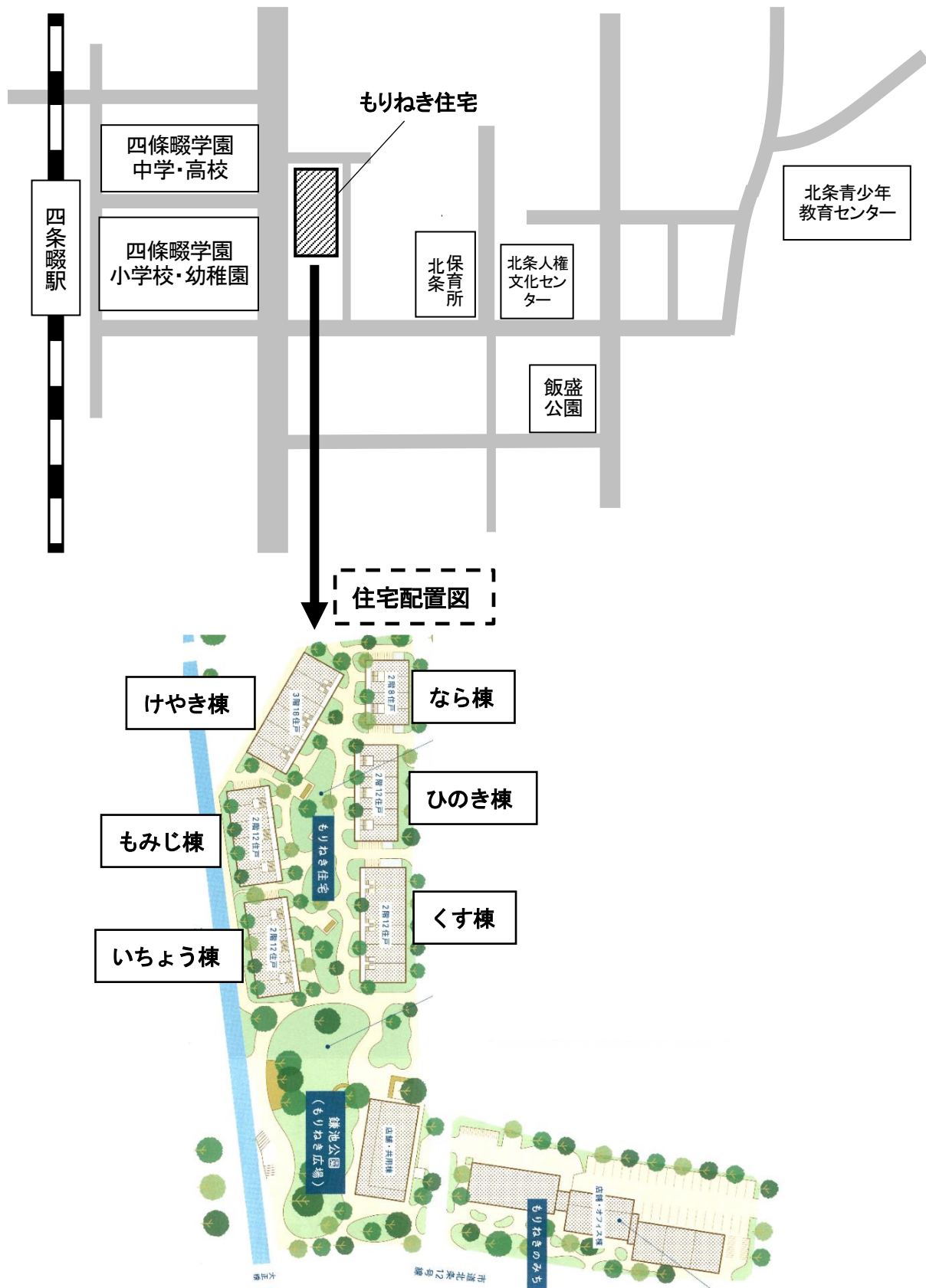
トイレ・洗面室



ユニットバス



借上市営住宅の所在地について



(裏)

《記入例》

次の1～4の質問にお答えください。

(あてはまるものに○印をつけ、必要事項を記入してください。)

問1 現在、お住まいの住宅の種類に○印をつけてください。

- ・本人の持ち家 ・親族の持ち家 ・公営住宅 ・公社、UR住宅
- ☒ 民間賃貸住宅 ・社宅、寮 ・間借り ・その他 ()

問2 入居しようとする方の中に住宅の所有者がいますか。

- ・いる ☒ いない

問3 住宅に困っている理由はなんですか。※複数回答可

- ☒ 家賃が高い ・住宅が狭い ・住宅が古くいたんでいる ・環境が悪い
- ・災害の危険がある ・結婚するため ・他の世帯の同居から独立したい
- ・介護等目的の親族との近居 ・その他 ()

問4 あなたの世帯について、あてはまるものに○印をつけてください。

◎単身者世帯の場合

- ・60歳以上の者
- ・身体障がい者(1級～4級) ・精神障がい者 ・知的障がい者
- ・DV被害者 ・戦傷病者 ・5年以内の海外引揚者 ・原子爆弾被爆者
- ・ハンセン病療養所入所者等 ・生活保護受給者 ・中国残留邦人
- ・上記に該当しない者

◎2人以上の世帯の場合

- ・高齢者世帯 ・ひとり親世帯 ・18歳までの子どもがいる世帯
- ☒ 身体障がい者がいる世帯 ・車いす常用者がいる世帯
- ・精神障がい者がいる世帯 ・知的障がい者がいる世帯
- ・原子爆弾被爆者がいる世帯 ・5年以内の海外引揚者がいる世帯
- ・戦傷病者がいる世帯 ・ハンセン病療養所入所者等がいる世帯
- ・生活保護受給世帯 ☒ 婚姻後1年を経過していない世帯
- ・入居時までに婚姻予定の世帯 ・上記に該当しない世帯

[illegible]

控除	同居・扶養親族	[同居・遠隔地扶養する親族(申込者本人を除く)] 38万円 × 人 = 38 万円		
	老人扶養	[70歳以上の扶養親族] 10万円 × 人 = 万円		
	特定扶養	[16歳以上23歳未満の扶養親族] 25万円 × 人 = 万円		
	障がい者	[障がい者がいる場合] ※ 27万円 × 人 = 万円		
	特別障がい者	[特別障がい者がいる場合] ※ 40万円 × 1 人 = 40 万円		
	寡婦 かふ	[寡婦で所得がある場合] ※ 最高27万円 × 人 = 万円		
	ひとり親	[ひとり親で所得がある場合] ※ 最高35万円 × 人 = 万円		

※特別障がい者とは、身体障がい者手帳1級・2級、精神障がい者保健福祉手帳1級、療育手帳A、戦傷病者手帳特別項症から第3項症に該当する方
 ※障がい者・特別障がい者の特別控除は、いずれかのみ
 ※寡婦・ひとり親の控除額は、所得金額が最小額以下のときは、その所得金額

A～Eを合計します

百	十	万	千	百	十	円
2	6	6	0	0	0	0

申込家族全員の年間総所得金額

百	十	万	千	百	十	円
7	6	0	0	0	0	0

控除額の合計を記入して下さい

百	十	万	千	百	十	円
1	6	6	0	0	0	0

申込世帯の月収額

÷ 12 =

十	万	千	百	十	円
1	5	6	6	6	6

※裁量世帯の方は月収額が214,000円以下であれば、申込みことができます。
 (裁量世帯については、入居者募集の案内の17ページを確認して下さい。)

年間総収入金額について

所得者の区分	就職時期・受給時期・開業時期等	計 算 の し か た
●給与所得者の場合 給与所得とは給料、賃金、ボーナスなどの所得です。 例えば、会社員、店員、日雇労働者、パート、事業専従者などの収入をいいます。 ここでいう総収入金額は、給与所得控除をする前の金額です。	①現在の勤務先に前年1月1日以前から引続き勤務している場合	前年分の年間総収入金額 (源泉徴収票の支払金額の欄に記載されている額)
	②現在の勤務先に前年1月2日以後に就職し、1年以上勤務している場合	勤務した翌月から12か月間の総収入金額
	③現在の勤務先に就職してから1年に満たない場合	次により計算した金額 $\frac{\text{勤務した翌月から申込み月の前月までの総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込み月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与}$
	④現在の勤務先に就職してからまだ給与(1か月分)を受けていない場合	次により計算した金額 雇用条件にもとづき支給が予定されている1か月分の給与×12
●年金所得者の場合 厚生年金・国民年金・恩給などの所得です。非課税の年金は含みません。	①1年以上引続き年金を受給している場合	前年分の支払年金額(年金額の改定があった場合は、改定通知書の支払年金額) ※2種類以上の課税対象年金を受給している場合は、その合計支払年金額
	②年金を受給してから1年に満たない場合	年金証書の支払年金額(年金額の改定があった場合は、改定通知書の支払年金額) ※2種類以上の課税対象年金を受給している場合は、その合計支払年金額
●その他の所得者の場合 事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。	①前年1月1日以前から引続き同じ事業をしている場合	前年分の年間所得金額
	②前年1月2日以後に現在の事業を始めた場合	事業を始めた翌月からの所得金額により計算した額 ※「給与所得者の場合」を参考にしてください。

注意事項 ①. 日雇労働者の場合、給与所得者として賃金を受けている場合は「給与所得者の場合」で、日雇賃金所得として税務署に自己申告されている場合は「その他の所得者の場合」で計算してください。

②. 収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれ計算してください。

個人情報の保護について

大東市では、誰もが自分に関する情報を実効的にコントロールすることの大切さを認識し、個人情報を安全かつ適正に取り扱うため、「個人情報保護法」に基づき、個人情報の保護について、次のような措置を講じております。

収集の制限

～目的達成のための必要限度を守ります～

個人情報は、あらかじめ取り扱う目的を明らかにした上で、原則として本人から収集します。

利用及び提供の制限

～収集した事務の目的以外に利用・提供しません～

事務の必要性から収集した個人情報は、目的外には利用・提供しません。

適正な管理

～個人情報の漏えいや滅失を防ぎます～

保有する個人情報は、正確かつ最新の状態に保つよう努め、漏えいや滅失に対する防止措置を講じます。

[illegible]

募集に関するお問い合わせ先



〒574-8555 大東市谷川 1 丁目 1 番 1 号
西別館 4 階

大東市役所 都市経営部 市営住宅管理課
電話 072-870-0480 (直通)



大東市マスコットキャラクター
「ダイトン」